



平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 東邦ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 濱田 矩男
(コード番号 8129 東証第一部)
問合せ先 管 理 本 部 長 水澤 義昭
(TEL 03-3419-7813)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代えて譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 69 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを従来以上に与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

なお、本制度は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成 28 年 6 月 29 日開催の第 68 回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員であるものを除きます。）の報酬等の額は年額 7 億円以内（うち社外取締役分は年額 50 百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）としてご承認いただいておりますが、また、当該報酬等の額の範囲内で、当社の取締役（監査等委員であるものを除きます。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額 55 百万円以内（うち社外取締役分は年額 5 百万円以内）として設定することにつきご承認をいただいておりますが、本株主総会では、上記の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に代えて本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

また、本制度の導入について、本株主総会でご承認いただいた場合、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度は廃止し、以後、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行は行わない予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記の取締役（監査等委員であるものを除きます。）の報酬等の額の範囲内にて、年額 55 百万円以内（うち社外取締役分は年額 5 百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数は、年 55,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該普通株式の総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式の発行又は処分を受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で当社の取締役会において決定するものといたします。

また、上記の金銭報酬債権の支給については、当社と本制度による当社の普通株式の発行又は処分を受ける対象取締役との間において、①一定期間、当該普通株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。当該普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度においては、対象取締役のほか、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対しても、対象取締役に對するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を発行又は処分する予定です。

以 上